

## 事業契約書（案）新旧対照表

（傍線部は修正部分）

新	旧
<p>第6条 5 第 1 項の保証に係る契約保証金の額は、施設の維持管理・運営期間中は、維持管理・運営サービス対価の 1 年分の <u>100 分の 1</u> 以上としなければならない。</p>	<p>第6条 5 第 1 項の保証に係る契約保証金の額は、施設の維持管理・運営期間中は、維持管理・運営サービス対価の 1 年分の <u>10 分の 1</u> 以上としなければならない。</p>
<p>第6条 6 維持管理・運営サービス対価額の変更があった場合には、保証の額が変更後のサービス対価額の <u>100 分の 1</u> に達するまで、管理者等は、保証の額の増額を請求することができ、選定事業者は、保証の額の減額を請求することができる。</p>	<p>第6条 6 維持管理・運営サービス対価額の変更があった場合には、保証の額が変更後のサービス対価額の <u>10 分の 1</u> に達するまで、管理者等は、保証の額の増額を請求することができ、選定事業者は、保証の額の減額を請求することができる。</p>
<p>第 34条 <u>契約不適合責任</u>            管理者等は、<u>引き渡された新築住棟等が種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、選定事業者に対し、契約不適合の修補、代金減額請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、管理者等は、修補を要求することができない。</u></p>	<p>第 34条 <u>瑕疵担保</u>            管理者等は、<u>PFI 施設に瑕疵があるときは、選定事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償の請求をすることができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつその修補に過分の費用を要するときは、管理者等は、修補を請求することができない。</u></p>
<p>第 34条 2 前項の規定による<u>契約不適合</u>の修補又は損害賠償の請求は、<u>管理者等が契約不適合の事実を知った日から 1 年以内に通知しなければならない。ただし、選定事業者が新築住棟等の目的物の引渡し時に契約不適合を知り又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。また、その契約不適合が選定事業者の故意又は重大な過失により生じた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号、その後の改正を含む。）に定める住宅の構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）も同様とする。</u></p>	<p>第 34条 2 前項の規定による<u>瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 32 条の規定による引渡しを受けた日から 10 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が選定事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 30 年とする。</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>第 34条 3 管理者等は、PFI 施設の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに選定事業者へ通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、選定事業者がそ</p>

<p>(削除)</p> <p>第 37 条 2 選定事業者は、要求水準書の定めるところにより、<u>3</u> 月ごとに業務報告書を作成し、管理者等に提出しなければならない。</p>	<p>の瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>第 34 条 4 管理者等は、PFI 施設が第 1 項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、第 2 項の定める範囲内で、かつ、その滅失又は毀損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。</p> <p>第 37 条 2 選定事業者は、要求水準書の定めるところにより、<u>6</u> 月ごとに業務報告書を作成し、管理者等に提出しなければならない。</p>
---	---